

別表(第8条関係)

附属設備の使用料

単位:円

品名	単位	金額	備考
舞台設備			
所作台	1式	1,100	
平台	1枚	55	
松羽目	1式	330	
指揮台	1台	110	
箱馬	1個	11	
高馬	1個	22	
演壇	1台	110	
椅子	1脚	11	
長机	1卓	22	
反響板	1式	1,650	
展示板	1枚	33	
音響設備			
ピアノ(調律費を含まず。)	1台	2,200	
拡声装置(Aセット)プロセミアムスピーカー・ダイナミックマイク1本	1式	基本セットにつき無料	
拡声装置(Bセット)プロセミアムスピーカー・ダイナミックマイク1本・フロントスピーカー・ウオールスピーカー	1式	2,200	
ダイナミックマイク	1本	220	
コンデンサーマイク	1本	440	
エレベーターマイクロホン	1本	550	
ワイヤレスマイクロ装置	チャンネル	440	
CD・カセットテープレコーダー	1台	330	
DVDプレーヤー	1台	330	
CDプレーヤー	1台	330	
ポータブルアンプ	1式	550	
照明設備			
フットライト			
第1ボーダーライト	各1列	基本セットにつき無料	
第2ボーダーライト	1列	440	
サスペンションスポットライト(1kw)	1台	220	
サスペンションスポットライト(500W)	1台	165	
アッパーホリゾンライト	1列	440	
ロアーホリゾンライト	1列	440	
シーリングスポット	1台	220	
ピンスポット	1台	770	
フロント(吊下)スポット	1台	220	
サイドスポット	1台	220	
コンセント	1個	220	
効果装置	1台	550	

備考

- 1 附属設備の使用料は、8時30分から正午まで、正午から17時まで、17時から22時までをそれぞれ1回として徴収する。
- 2 使用許可時間を延長した場合の使用料は、上表の使用料に2割を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 使用許可を受けた室に備えつけの机、椅子については、使用料を徴収しない。
- 4 この表の規定に基づき算定した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。